

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 平和資料協同組合(ピースデポ)/ PCDS(太平洋軍備撤廃運動)
Pacific Campaign for Disarmament and Security
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp
●編集責任者 梅林宏道
●郵便振替 口座番号:00280-0-38075 加入者名:平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

67 98/4/15

¥100

ジュネーブ軍縮会議(CD)第1会期

核軍縮の作業班設置できず

消極的安全保障特別委員会ができる

ジュネーブ軍縮会議(CD)の1998年第1会期は、3月26日にいくつかの決定を採択し、翌27日閉会した。1月19日の開会当初は、南アフリカが核軍縮特別委員会の設置を強力に提案するなど順調な滑り出しを見せたが(本誌62号)、結果的にはこれは実現せず、核軍縮に関して大きな進展は見られなかった。本組合の助言者であるレベッカ・ジョンソンの報告をもとに、CDでの議論を概括する。

CD第1会期で採択された主要な決定は、消極的安全保障(NSA)に関する特別委員会を設置すること、および、以下の6点の議題について、それぞれ専門コーディネーターを任命することである。6点とは、大気圏外での軍備競争の防止、対人地雷、軍備の透明性、CD議題の見直し、CD参加国の拡大、CDの機能の改善、である。実際の人選と任命は、5月11日からの第2会期の冒頭で行われるとみられる。

しかし、核軍縮については、専門コーディネーターを任命する合意にいたらなかった。これは、非同盟諸国などが主張したにもかかわらず、核兵器保有国が強い反対を続けた結果である。この点に関しては、CDの議長によって「集中的に協議」されていくことになった。(議長は、CD参加国の中からアルファベット順に4週間ごとに交代する。3月30日現在、議長はシリアのタヘル・アル・フサミ大使。協議は、前・現・次期議長の三者によって行われる。)

総じて、今回のCDは、とりあえず何点かの合意を見たという点での安堵感を生み出しが、特筆すべき進展があったとは言い難い。これは、従来からの核保有国と非同盟諸国の対立構造が維持されたなかで、合意を形成することが非常

に難しいという、きわめて政治的な理由からきている。各国の代表は、それぞれの立場から、今回の合意が「妥協の産物」であり「きわめて小さな一歩」だとして、落胆を示している。CDの構造改革の必要性や、そのために第4回国連軍縮

英陪審、

核兵器施設破壊に有罪出せず

「核兵器自身が違法」

イギリスのレディング刑事法院(バーカー州)の陪審は、3月26日、グリナムコモン平和キャンプの二人の女性が核兵器施設のフェンスを破壊したことに対して、有罪評決を出すことができなかった。初めてのことである。

問題の事件は、1996年7月8日に国際司法裁判所(ICJ)が「核兵器は原則的に国際法に違反している」との判断を示した1ヵ月後の8月5日に起こった。グリナムコモン平和キャンプのサラ・ヒッパーソンとエリザベス・ウォルフォードの二人の女性が、バーカー州のバロフィールド核兵器施設(AWE)のフェンスを破って侵入した。二人は1万ポンド(約225万円)

の損害を与えたとして「刑事損害法」で訴えられた。

二人はその行為の事実を認めたうえで、行為は「合法」であり「自衛」のためであると主張した。主張のために二人は陪審員すべてにICJの勧告的意見を配布し、非人道的兵器の製造を止めさせるための行為として、自分たちの行為の合法性を主張した。また、AWEで組み立てられているトライデント・ミサイルの性能について専門家の証言が行われ、それがもたらす非人道的な結果が、ICJが国際人道法に反すると考えた兵器と合致していることを立証した。

4ページ右下へつづく →◆

◆戦争の禁止と
国際法
浦田賢治 3ページ

特別総会が果たすべき役割については、今会期の中でも議論されており、今後の課題の一つと言える。

以下、核兵器に関する議題について、本会議での各国の主張を紹介する。これらはいずれも、4月27日から始まる核不拡散条約(NPT)再検討会議準備委員会での議論とも密接に関連している。

(1) 核軍縮

メキシコは、東西二極対立の中での核抑止論が根拠を失ったと指摘しつつ、「いつでも誰をも」狙うという新しい核抑止論が、核が実際に使用される可能性を以前よりも高めているとの懸念を示した。そして、核兵器禁止条約の検討が開始されるべきとしながら、その期限については「現在の備蓄量やその格差に当然配慮して、柔軟かつ一律でない時間枠で」考えるべきであると強調した。

パキスタンは、メキシコ同様に新しい核抑止論への懸念を表明すると同時に、20以上の国が核兵器を開発する能力を持っているとして、次の3つの作業班をもつ核軍縮特別委員会の設置を主張した。すなわち、(1)完全な核廃絶への拘束力ある責務の確立、(2)核軍縮の方法、順序、およその時期についての交渉、(3)核兵器に使用可能な核分裂物質

の生産禁止(カットオフまたはフィスパン)条約について、現存する備蓄物質にもとり組むことを前提とした交渉である。

中国は、従来通り、「核兵器の完全禁止と徹底した破壊」を求めており、核兵器の開発について「厳しく自己抑制」しているとの立場を述べた。そして、CDの場で核軍縮へ向けた手順を確立することは可能であるとしつつも、すべての核保有国が核軍縮の交渉に参加していくためには、まず、二大核保有国の「備蓄核兵器の思い切った削減、核抑止戦略の放棄、大気圏外兵器の研究と開発の停止、ミサイル防衛システムの開発・展開・拡散の停止」が必要であるとした。

(2) カットオフ

米国は、カットオフ条約のための交渉開始を最重点課題として主張した。

米国などがカットオフ条約を優先させることについては、核保有国の既得権を守ろうとするものとの批判が、非同盟諸国などからなされてきた。これを意識してか、米国は、カットオフ条約は核不拡散のためだけの手段ではなく、「世界的な核軍縮のための強固な土台を築く第一歩」であり、「核軍縮の観点からも明らかに有用なもの」とあると強調した。

そして、カットオフ条約の内容として、

包括的核実験禁止条約

フランスが批准 核保有国ではじめて

3月25日、フランス上院は圧倒的多数(反対票1。議席数は321)の賛成で包括的核実験禁止条約(CTBT)を承認し、フランスの批准は確定した。すでに下院では2月に全会一致で承認されていた。

核兵器保有国の中ではフランスが最初の批准国となる。また、CTBTの発効には原子力技術をもつ44カ国の批准が要求されるが、フランスは、そのなかで日本、ペルー、スロバキアにつぐ4番目の国となる。3月18日現在の調印国の総数は149カ国、批准国総数は10カ国であった(米国軍備管理軍縮局ホームページ)。

(1)核兵器に利用可能な核分裂物質の量的規制と上限の設定、(2)核保有国の再処理・濃縮施設をも含めた国際的検証手段の確立、(3)いくつかの核保有国がすでに行なっている核分裂物質生産の一時停止を恒久化すること、(4)それによる核兵器削減への環境づくり、(5)95年のNPT延長にあたっての原則と目的への合致、を挙げている。

いっぽう中国は、カットオフ条約が核不拡散と核軍縮につながるとしつつ、条約は「公平で、妥当で、普遍的であるべきだ」とした。

メキシコは、カットオフについて「部分的で周辺的な手段に限定された努力」と、否定的な表現した。

エジプトは、カットオフ条約の重要性を強調しつつも、核軍縮全体の広い視野の中に位置づけられるべきとした。

日本、カナダ、ドイツなどは、カットオフ条約の交渉をただちに始めるべきだと強調した。ただしドイツは、その作業について、「特別委員会の設置によるのか、または必要に応じて非公式な場でやるのかについてはこだわらない」と強調した。

(3) 消極的安全保障

(NSA、核保有国が核攻撃をしないという約束)

今回特別委員会の設置が合意されたのは、消極的安全保障(NSA)の議題についてのみであり。これはパキスタンの強力な主張によるものであった。パキ

4ページ下段へつづく →◆

戦争の禁止は、国際法でどのように定められているか

浦田賢治(早稲田大学教授)

「ハーグ平和アピール1999」(HAP99)は、「戦争の禁止」を21世紀平和運動の課題として、99年5月のハーグNGO会議を準備している。この課題について、国際法の観点から浦田賢治さんに解説いただいた。(編集部)

1 戦争の禁止とは なにか

戦争その他の武力行使は、国際紛争を解決する手段、または国家政策を実現する手段であって、国際法上究極の権利と認められてきた。戦争というものは、単なる物理的な実力行使ではなく、国家といった国際法上の主体相互による武力紛争である。その武力行使に関して戦時国際法規の規律を受ける状態とみなされてきた。

だが、近代的な新兵器の開発によって、戦争は戦闘員だけでなく非戦闘員に対しても甚大な被害をもたらす。そのため、戦争で許容される害敵・手段と使用方法に関する交戦法規(*jus in bello*)の整備が進んだ。それだけでなく、「戦争に訴える権利」(*jus ad bellum*)そのものをとりあげ、武力行使の原因や事情の当否についても、徐々に国際法上の規制が及ぶようになっている。この点で、不戦条約(1928年)と国連憲章(1945年)は、特別に重要な意義を有する。

2 実定国際法の 定め

古代ローマからヨーロッパ中世の時代は「正当戦争論」が支配した。つまり、正当原因(相手の違法行為に対する反作用)に基づく戦争だけが法的に認められた。だが、正当原因があるか否かは当事者の主観的判断に委ねられるという欠陥があった。近代ヨーロッパ諸国の間では、国家主権の発現として無制約の「戦争に訴える権利」(*jus ad bellum*)が容認

された。戦争の発生は勢力均衡政策で抑制されたが、ヨーロッパ諸国のすべての戦争は正当な戦争であるというジレンマが生じた。その結果、正当原因が戦争当事者双方にあることを是認せざるを得なくなった(グロチウス)。こうして事実上、「正当戦争論」は否認されるようになった。

さて、第1次大戦後に成立した国際連盟規約によって、各国の「戦争に訴える権利」(*jus ad bellum*)そのものの否認ではないが、その手続き上の条件と履行の確保が定められた。

不戦条約(1928年)は、戦争の原因や目的によって「戦争に訴える権利」そのものを否認した最初の条約である(*jus contra bellum*)。

だが、この条約には、欠陥が多かった。例えば、正規の戦争でないものは対象外とされた。有効な制裁措置が欠如していた。解釈・適用に関する紛争について実効的な解決手段が定められていなかった。自衛権(米国)または勢力圏への干渉にたいする対抗措置(英國)など、留保や解釈宣言があり、これによって条約の適用除外が広く認められた。

国連憲章は、国際関係において武力の行使と武力による威嚇を原則としてすべて禁止した(2条4項)。これは、伝統的な国家の開戦意思の要件を否認したので、正規の戦争でないものを含む、すべての武力行使と武力による威嚇を違法化した。こうして、不戦条約の欠陥を克服している。禁止の対象は、①武力の行使(経済的・政治的な圧力は除く)、および②武力による威嚇(武力行使するという最後通牒の通告、軍事力の示威、関係地域への軍隊の集結、他国の沿岸地域への軍艦の派遣を含む)である。

だが、その適用範囲については、(a)相手国に違法行為に対抗するための武

力による復讐などは許容されるとする説と、(b)これも当然禁止されているという説がある。しかし私は、(1)国際機関による集団的制裁(憲章7章)や自衛権(憲章51条)などにより適法と認定されるものがあるが、(2)たとえ権利の回復・実現のためのものであろうとも、武力行使は違法の推定を受けるという説を支持する。

核兵器使用の適法性についての国際司法裁判所の勧告的意見(1996年7月)は、憲章51条の要件を充たす武力行使も、さらに国際人道法の原則(*jus in bello*)に従う必要があると指摘した。だが「戦争に訴える権利」(*jus ad bellum*)そのものについて、みるべき検討は加えてはいない。

3 国際法の 将来的課題

戦争非合法化アメリカ委員会(1921年設立)は、制度としての戦争を、侵略・防衛といった目的・事情を区別することなく、全面的に非合法化(outlawing)する思想運動を展開した。日本国憲法には、制憲時の首相であった幣原喜重郎を通じて、この思想が影響を与えているという説が注目される。

国際法の未来に向けた課題は、この思想を、実定国際法に取り入れて行くことである。ちなみに、HAP99市民運動は、まずは戦争の正統性を疑うという論点を提起している。

これに対して日本国憲法の戦争放棄原則を、世界に発信することが、我々にとって重要な課題である。M

*編集部注

戦争に関する国際法規の範疇として「*jus in bello*」(戦争における法、あるいは戦時法規)、「*jus ad bellum*」(戦争に訴える権利など、戦争に対する法規)、「*jus contra bellum*」(戦争に反対する法規)などがある。

参照文献：山本草二『国際法』有斐閣、1985年；大沼保昭編著『資料で読み解く国際法』東信堂、1996年；深瀬忠一・浦田賢治ほか編著『恒久世界平和のために』勁草書房、1998年。

米国防長官：

新ラウンドの基地閉鎖が必要

4月2日、米国防省は冷戦後5回目となる新しいラウンドの米国内基地閉鎖再編(BRAC)計画の必要性を訴える記者会見を行った。

国防省によると、1988年、91年、93年、95年の4回のBRACによって、閉鎖や移転に要する費用をさし引いても、国防省は2003年までに250億ドルの節約をすることができると言う。また、基地が返還されたあとの地域の経済の活性化も順調であることも強調した。

そのうえでコーエン国防長官は、今後

◆← 2ページからつづく

スタンは、この委員会によって、「核抑止と核使用に関する新しい原則」を国際的な拘束力のあるものにするべきだとした。

中国は、委員会設置を支持する立場から、「もっとも有効な安全保障は、核兵器の全面禁止と全廃である」とし、この「究極的な目的」の実現のために、核保有国は、「非核兵器国に対して核兵器の使用や威嚇を、無条件に行わないこと」および「お互いに核兵器の第一使用をしないこと」を確約すべきだとした。

これに対して南アフリカは、委員会の設置に保留の立場をとった。その主張は、第一に、これまでのCDでのNSAに関する議論がほとんど前進を見せず、「核保有国の核保有という地位を確認する」にすぎないものだったということ。第二に、NSAは「非核兵器国が核を持たないと誓ったかわりに、安全を保障されるという、NPT条約上の暗黙のとり決め」なのだから、この議題は強化されたNPTの再検討過程の中で議論されるべきだということである。南アフリカは昨年のNPT再

米軍ウオッシュ10 米本土では閉鎖

10年のあいだに第5回、第6回のBRACが必要であると、次のような強い調子述べた。

「われわれの必要性は明かであり、避けることの許されないものである。国防省は部隊が要求する以上の容量の基地をもっている。この過剰な基地を除去することによって、国防省の何10億ドルもの金額を節約することができる。節約した財源は、国防省が高度の準備態勢を維持し、部隊に新しい武器を装備することに使われる。」

同席したジョンソン海軍作戦部長は、さらに強い調子で次のように述べた。

「これは予算の問題ではない。これは合衆国の国益、市民、兵隊・水兵・飛行士・海兵隊員を守る問題なのである。われわれは彼らのために成しうる最善の国防投資を行う義務を負っている。」

基地閉鎖は地域経済に損害を与えるものではないという説得にも、国防省は気を使っている。記者会見にはルイジアナ州アレクサンドリア市長がひっぱり出されて、基地返還が地域再開発と新しい雇用の創出の推進力になったという成功物語を語った。

国防省は、基地縮小に抵抗する議会の説得のために必死になっている。これに成功しないと、軍近代化に回す金が出てこないからである。米国内のこのような縮小再編の流れは、日本政府と国会が、在日米軍基地の維持と「思いやり予算」の要求を唯々諾々(いいだくだく)として認めてしまう姿と余りにもかけ離れている。本誌ではくり返して「兵力見直し」こそ沖縄の基地問題を解決する鍵だと主張してきたが、日本周辺の緊張ばかりを強調するのではなく、冷静で合理的な議論が必要とされている。

検討会議準備委員会でも、NSAの議論の推進を強調してきた。CDでの議論よりNPTでの議論の方がより効果的であるとの外交戦略的判断からの主張であると考えられる。

カナダも、南アフリカと同様に、CDにおいてこの課題に対して具体的な前進が見られるかどうかは疑問だとした。

(4) その他の課題

大気圏外での軍備競争の防止、対人地雷、軍備の透明性の3つの議題について、専門コーディネーターを置くことが決定された。CD議長とこれら専門コーディネーターは、定期的に協議結果の報告をすることとされ、まずは次回第2会期の終了までに報告を求められる。

さらに、CDの組織の改革のために、議題の見直し、参加国の拡大、CDの機能の改善の3つの議題についても専門コーディネーターを置くことが決定された。こ

れらのコーディネーターは、98年会期終了までに協議結果の報告が求められる。

そのほかに議論された点としては、第4回国連軍縮特別総会の開催(コロンビア)、生物兵器禁止条約の強化、化学兵器禁止条約の完全実施、CTBTの発効、大量破壊兵器の不拡散のための輸出規制(メキシコ)、弾道ミサイル迎撃(ABM)システムと戦域ミサイル防衛(TMD)システムの禁止や規制(パキスタン)などが挙げられる。(川崎哲) M

◆← 1ページからつづく

この裁判はイギリスの刑事法院が、被告がICJ判断によって弁護することを受け入れ、コモンローに国際法が組み込まれることを初めて認めた法廷となった。

検察は再法廷を召集し、裁判は続くことになった。イギリスの制度では、刑事法院の12人の陪審員が一定数以上の合意で評決に達しない場合は、新しい陪審のもとで再法廷が行われる。(イギリス「世界法廷プロジェクト」のジョージ・フェアブラーとの交信によった。梅林宏道) M

・日本では強化

上瀬谷通信基地(横浜)

遊休基地 返還求め て地主 が訴訟

横浜にある米海軍上瀬谷通信基地の地主の一人である森茂徳さんが、日本政府と米国政府を相手に基地返還の訴訟をおこした(3月19日)。この訴訟は、きわめて分かりやすい内容をもつ訴訟であるが、日米両政府が法の支配を無視して、きままに日米安保体制を運用している現実を問うことになる、重要な意味

をもっている。

上瀬谷通信基地は、本土の基地にはめずらしく多くの私有地を含む基地である。森さんは上瀬谷基地内に4筆の土地をもっている。亡父から相続したものであるが、亡父は1977年に国から払い下げを受けると同時に、国が通信基地として米軍に提供するという目的のために国と賃貸借契約を結んだ。

民法の規定に従うという日本政府の見解によても、森さんの土地は契約から20年を経過した1997年に契約が切れた。ところが国は契約の更新をしないまま土地の使用を続けている。そこで、森さんは土地の明け渡しを求める民事訴訟を起こしたのである。

ここで注目すべきことは、上瀬谷基地が本来の通信基地としての役割をほとんど終了している事実である。米軍はこの基地を別目的のために確保しようとしており、日本政府はそれを放置してきた。安保条約にもとづく米軍の地位協定によれば、「協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還し

なければならない」(第2条)。

97年4月の米軍用地特措法の改悪で、内閣総理大臣が契約期限切れの土地の強制使用を行うことができることになったが、それはあくまでも基地の必要性についての正当な理由があつてのことである。

したがって、この裁判では、基地が「契約切れ」であるという分かりやすい事實を基礎としつつ、「日米間で合意されている基地の使用目的は何か」「その目的のための必要性が現在も存続しているか」という事實の認定が問題とならざるをえない。

遊休化した基地の返還義務をした地位協定の第2条の関連項目を別に資料として掲げる。ここには、基地の提供は最小限にとどめるべきであるという趣旨を読みとることができる。

ドイツにおける地位協定(ポン協定)では、この趣旨がいっそう厳格に規定されている。比較のためにポン協定の関連条項も資料に掲げる。個々の基地は使用目的が明確にされ、定められた期限をもって必要性の点検が行われるシステムになっている。日米地位協定の弱さが明かである。しかし、現行の地位協定でも日本政府にその意志があれば、同じことができることも指摘しておきたい。(梅林宏道) □

日本とドイツの米軍地位協定比較

■ 日米地位協定

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」

第2条(施設・区域の提供等)

- 1(a) 合衆国は相互協力及び安全保障第6条の規定に基づき、日本国内の施設および区域の施設を許される。個々の施設および区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。(以下略)
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取扱を再検討しなければならず、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきことは新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなけれ

ばならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

■ ポン協定

「ドイツ連邦共和国に駐留する外国軍隊に関する北大西洋条約当事国間の軍隊の地位に関する協定」(1959年8月3日にポンで署名)

第48条

- 1(b) 軍隊及び軍属の土地需要は、連邦当局に対して一定期間ごとに計画書の書式で申告される。この計画書による以外には緊急の場合にのみ、軍隊当局は土地需要を申告する。計画書には、軍隊によって報告された細目とくにおおよその地域、大きさ、予定される使用目的、使用予定期間、使用開始期日が記載される。(以下略)
- 3(a) 第1項の規定に従い軍隊または軍属に提供された土地について、その大きさ、種類、位置、状態及び設備並びに用途の

細目に関しての記載を含む、文書による提供協定が締結される。土地は、ドイツ当局及び軍隊または軍属の当局の間に別段の合意がない限り、当該軍隊又は軍属の専属的な占有と利用が認められる。(以下略)

5 軍隊又は軍属による土地の返還について次の規定が適用される。

- (a) (i) 軍隊又は軍属の当局は、使用する土地の数と規模が必要最小限に限定されていることを保証するために、絶えず土地の需要を点検する。これに加えてドイツ当局の要請がある時、個々の特殊な場合における需要を点検する。使用期間についての特別の合意を害すことなく、土地が不必要になるか、又は、軍隊若しくは軍属の必要に対応する代替の土地が用意される場合には、当該土地は予告の後直ちにドイツ当局に返還される。
(ii) 本号(i)は、軍隊又は軍属にとってある土地の全体を必要とせず、部分返還が可能な場合にも準用される。

「ひまわり署名」、広がる

「ミサイルをひまわりに—新しい世紀に新しい約束を」と題する国際請願署名の運動が広がっている。1.核弾頭の運搬手段との切り離し、2.核兵器禁止条約の2000年までの締結、3.核被害の回復に資源を振り向けること、の3項目を求める個人署名の運動で、「アボリション2000」ネットワークが昨年8月に呼びかけたものである。(本誌52号参照)

日本でもピースデポが署名用紙を作成して本誌に同封した。それがきっかけとなって、さまざまなものがあつた。

広島の中国青年部を中心に、創価学

会青年部は、広島で50万、全国で1300万という大量の署名を集めた。

これとは対象的に、小さな個人が動くことの大切さを意識して、東京大田区の工藤幸枝さんは「ピースメーカー」という名前で手作りの署名運動を始めた。また、広島在住の被曝者、松原美代子さんは同窓会や海外での講演会の機会を活用して、署名集めにとりくんでいる。

21世紀にむかって、「ひまわり署名」が静かに広がることを期待したい。署名用紙が必要な方は、事務所まで。●

日誌

1998.3.21~4.5

(作成:笠本丘生、田中利昌)

ASEM=アジア欧州会議/CTBT=包括的核実験禁止条約/DOE=米エネルギー省/SACO=沖縄に関する特別行動委員会/START=戦略兵器削減条約/WB=ホワイトビーチ/沖縄法=沖縄振興開発特別措置法

●3月21日 米ロが発電目的の核融合実験進行中と明らかに。将来的に核兵器拡散につながる危険性を指摘する声も。

●3月25日 米、3回目の未臨界核実験「ステージ・コーチ」をネバダ核実験場で実施。(第66号参照)

●3月25日 仏上院、CTBT批准承認案を圧倒的多数で可決。批准成立。

●3月25日 米政府筋、ロシアに対し、未臨界実験の透明性を高めるよう要請と明かす。将来は、米ロ間で一定のルールを作る可能性も。

●3月25日付 DOEが未臨界実験のデータなど使いバーチャル核実験再現する研究計画に、全米で5大学が協力開始と判明。

●3月26日 中国外務省、米未臨界実験について「CTBT調印は条約の規定に合致せぬ活動すべきでない」と批判。

●3月26日 広島・藤田県知事、広島・平岡市長、長崎・伊藤市長、東京・青島都知事、東京・府中市・橋高市長、沖縄・大田県知事、それぞれ米臨界実験抗議。

●3月30日 中止に追い込まれた米スミソニアン航空宇宙博物館の「原爆展」を紙上で再現する本「ヒロシマの影」が米で出版。

●3月30日 米ヒルーマニア、大量破壊兵器拡散防止などの軍事協定に調印。ヒルーマニアの国境警備隊に器具や訓練を米が提供。

●3月31日 米国防総省ワーナー次官補、上院軍事委員会で、偶發的核戦争回避のため、核兵器

警戒態勢緩和など検討中と証言。

●3月31日 米戦略軍ハイバー司令官、ロのSTART II批准時期を「6月か7月」との見通し語る。

●4月1日 核兵器のない世界に向けた課題を研究する「広島平和研究所」オープン。初代所長に明石康氏。広島市立大学の付属機関。

●4月3日 国際刑事裁判所設立のための条約草案、国連本部設立準備委員会で採択。99条で構成。ローマで開催の全権外交会議で成立めざす。

●4月4日 ASEM首脳会議で採択の議長声明全文明らかに。CTBT早期発効支持など盛り込む。

沖縄

●3月23日 岸本名護市長、海上基地について「理不尽な圧力をかけてくるなら対抗」と発言。

●3月23日 県基地対策室、自民県連に海上基地で意見聴取した団体名など一部情報を公開。

●3月24日 普天間基地の無条件返還・海兵隊の削減を求める県民大会開催。

●3月24日 橋本首相、海上基地について大田知事との話し合いを希望。同時に辺野古沖の建設構想にかわりがないことを強調。

●3月24日 秋山防衛事務次官、日本政府からの米軍兵力削減要求は現状では困難との見解。

●3月25日 米軍用地強制使用問題で地主側は県収用委員会に最終意見報告を提出。

●3月26日 山内県出納長、講演会で基地の本土移設を積極的に言及。

●3月26日 嘉手納町議会、米軍嘉手納飛行場の爆音被害の抜本的解消を求める抗議決議と意見書を全会一致で採択。

●3月27日 萩防衛施設長官、ギンバル訓練場について本年度内の返還不可能との認識示す。

●3月27日 宮平副知事は古川官房副長官、久間防衛庁長官と会談。その中で海上基地について県側は本土移設が解決策と主張。

●3月27日 米兵に殺害された女性の遺族に対し、米側との支払いと確定判決額との差額を政府が支払った模様。事件に関しては初。

●3月28日 WBに強襲揚陸艦ペローウッド、ドック型揚陸艦ジャーマンタウン、ドック型揚陸輸送艦ダ

ジュネーブ・カンパ ありがとうございました

4月末～5月の「アボリション2000」ジュネーブ会議に、ピースデポから若い活動者／研究者を派遣するための「ジュネーブ・カンパ」に多くの方からご支援をいただきました。詳細は、5月15日発行予定の「ピースデポ会報No.2」でご報告します。

英文ニュースレター発行

ピースデポの活動を海外に伝える「英文ニュースレターNo.1」が刷り上がりました。

会員:無料／非会員:100円

詳しくは事務所まで。

ピュークが入港。

●3月30日 村岡官房長官、海上基地について本土移設の考えないことを明らかに。

●3月30日 キャンプ・ハンセン内で山火事。

●3月30日 沖縄法の一部改正案が参院本会議で全会一致で可決、成立。

●3月31日 久間防衛庁長官、海上基地の本土移設に否定的見解。鈴木沖縄開発庁長官も。

●4月1日 佐藤那覇基地司令、那覇空港の軍民共用問題で抜本的解決は難しいとの見解表明。

●4月2日 秋山防衛事務次官、コーエン国防長官、スローコム国防次官(政務担当)とワシントン会談。海上基地は「最善の方策」の見解で一致。

●4月3日 安波訓練場の返還に県が合意する方針。SACO合意施設で初。

●4月4日 野中自民幹事長代理、「海上基地に疑問」と発言。北部に代替飛行場建設を提案。

沖縄のことみ

◆4月19日 沖縄市長選告示

◆4月26日 沖縄市長選投票開票

◆4月28日 海上基地市民投票訴訟第1回口頭弁論

◆5月22日 嘉手納基地爆音訴訟控訴審判決日

◆11月 沖縄県知事選予定

◇◇◆◇◇

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。

ピースデポの会員になって下さい。この『核兵器・核実験モニター』の発行(月2回)をはじめ、平和問題のさまざまな調査研究にいくでいる平和資料協同組合(ピースデポ)の会員になって下さい。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)会員にならば『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。その場合は、年間5,000円です。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

笠本丘生(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、田中利昌(ピースデポ)、中田眞里子(ピースデポ)、青柳絢子、浦田賢治、五百蔵洋一、梅林宏道